

越監告示第9号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、市民福祉部の監査を
執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和7年3月18日

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希世子

同 吉 田 啓 三

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 定期監査

3 執行期間

窓口サービス課 (保険年金室)	令和7年 1月20日 ～ 1月24日
こども未来課 (乳幼児教育・保育支援センター) (こども家庭センター)(こども園現場)	2月 3日 ～ 2月 7日
社会福祉課 (福祉総合相談室)	2月10日 ～ 2月13日
長寿福祉課	2月14日 ～ 2月18日
健康増進課	2月19日 ～ 2月21日

4 監査の対象 令和5年4月から令和6年11月末までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱、並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③業務委託・指定管理等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員からの事情聴取及び実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し、措置状況の報告を求めた。